# きらめき

## 2013年1月号

日本個人投資家協会 理事 岡部 陽二

## エンジェル税制の抜本的拡充を

わが国のベンチャー投資は過去数年にわたって低迷しており、一向に回復の兆しが見えてこない。政府の掲げる「成長戦略」においても、その中心に据えられるべきである新規起業支援の具体策に乏しい。一方で、1,400 兆円を超える個人金融資産は、恰好の投資対象がないために、銀行預金に偏っている。

この閉塞感を打破し、個人投資家の資金を起業支援に向かわせるには、個人投資家が起業リスクを分担し得るように、エンジェル税制を拡充する政策対応が必須である。ベンチャー企業への投資額を所得控除ないしは税額控除の対象とし、キャピタル・ロスについても所得から差し引くことを認めれば、それだけ減税となる。しかしながら、他方でその投資によって成功する企業が増えることにより、法人税や新規雇用者の所得税納付が増えることにより税収全体としては増大するものと考えられる。

このような観点から、英国では個人によるベンチャー投資に対する税制優遇措置として、1993年にベンチャー企業株式への直接投資を対象とした EIS (Enterprise Investment Scheme)が、1995年にはベンチャー・ファンドへの投資を対象とした VCT (Venture Capital Trusts)が創設された。両制度は累次拡充されて、表 1 に見られるようにこの二つの制度を利用した個人のベンチャー投資が、毎年 25 千件から 40 千件と多く、投資額は毎年 1,000 億円を超えている。

わが国においても、英・米などの優遇税制を参考として、1997年にエンジェル税制が創設され、2008年には「取得時点における所得控除制度」が導入された。しかしながら、この税制を利用したベンチャー投資は年間数百件で10億円に満たず、表1に明らかなとおり、英国の1/100以下の規模に留まっている。両国の経済規模を勘案すると、1/200以下である。米国のエンジェル税制利用状況は非公開ながら、年間280億円と公表されている減税規模から推算すると年間投資額は約1,000億円となる。

そこで、英国並みに利用率を引上げるための制度改正の方向を下記に提言したい。

表1、日・英における個人投資家向けエンジェル税制の利用実績推移(2005-11 年)

年度			2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	投資先企業数		21	17	22	78	74	51	46
	個人投資件数		184	60	129	497	776	835	598
	投資額(億円)		10	7	3	11	9	8	9
英国	EIS	投資先企業数	2, 132	2, 156	2, 204	1, 913	1,895		
		個人投資件数	31, 503	39, 625	36, 862	23, 354	25, 381		
		投資額(億円)	828	936	904	662	782		
	VCT	投資ファンド数	82	32	54	46	68	78	76
		投資額(億円)	998	346	294	192	435	448	416
投資額合計(億円)		1,826	1, 282	1, 198	854	1, 217			

注;①換算レート:£1=128円、②日本でも「認定投資事業有限責任組合」経由の投資も可能であるが、 これはファンドに組み込まれた適格の個別企業が対象であって、ファンド全体は対象となっていない。

出所;日本:経産省「エンジェル税制の実績」、英国:HMRC "Enterprise Investment Scheme" Table 8.1,

"Venture Capital Trust" Table 8.6

### 1、投資先ベンチャー企業の要件緩和

2008年に新設された「1,000万円を限度として投資額を総所得金額からの控除する制度(優遇措置A)」は、これだけ見ると英・米の制度に遜色がない。ところが、この優遇が適用される企業の適格要件として、①設立後3年未満であること、②研究者を2名以上または役員・従業員の10%以上有すること、③直前期までの営業キャシュフローが赤字であること、④試験研究費等が収入金額の3%以上であることなどといった制約条件が課されており、これらの条件を満たす研究開発型の企業はきわめて少ない。

英・米のエンジェル税制には、創業後の期間や研究開発型に限定するといった条件はなく、幅広い中小企業に門戸が開かれている。わが国においても、これらの条件を全廃し、逆に年間投資額 2,000 億円といった目標値を設定すべきと考える。

もう一つは、譲渡損失(キャピタル・ロス)の損益通算である。表 2 に示したように、英・米の制度ではロスの通常所得との通算(所得から控除)が認められ、米国では無期限にその繰越しが認められている。わが国では株式などの譲渡損益との通算しか認められていない。このため、株式投資をしていない個人がすべて排除されているのは不条理であり、譲渡損失を通常所得から控除する制度とすることが必須である。

#### 2、ベンチャー・ファンドへの投資を優遇するエンジェル税制の新設

個人投資家が新規起業支援を志して未公開のベンチャー企業株式に投資しようと思っても、恰好の対象先企業を見付けるのは至難である。そこで、プロのベンチャー・キャピタルがファンドを創設して、そのファンドへ投資する方式が一般的である。

英国では、このベンチャー・ファンドへの投資についてもエンジェル税制を適用することとし、表1に見られるとおり個別投資と並ぶ実績を挙げている。

わが国においては、中小企業基盤整備機構(中小機構)がファンドへの出資事業を手掛け、「機構出資額の 1.4 倍の金額を設立から 5 年を経過していないアーリーステージの企業等に投資することを目的としたファンドに対し、機構は出資総額の 1/2 まで出資する制度」が定着し、2010 年末現在、機構は 143 ファンドに 1,276 億円の出資を行なっている。この中小機構支援型のファンドにエンジェル枠を設けて、エンジェル税制を活用しての個人投資家を募る方式の新規導入を提案したい。

中核となってファンドを支援する投資主体としては、中小機構以外にも地域振興公社などを指定して、エンジェル投資家を募る方式も考慮に値する。

表2、日・英・米における個人投資家向けのエンジェル税制(2012年10月現在)

	日本	英国	米国
	・設立 10 年未満の中小企業 (製造業;資本金;3 億円以	・総資産 800 万£(約 10 億円)以内	・総資産 5,000 万ドル(約 40 億円) 未満
税制適格要件	下、従業員;300人以下) ・新規事業への一定割合の費	・適格事業を営んでいる こと	・資産の 80%以上が適格 事業に使用されているこ
	用支出、研究者2名以上かつ 全従業員の10%以上など ・年間承認社数;600社内外	・年間承認社数;2,000 社 超及び 100 本超のベンチ ャー・ファンドへの投資	と ・2012 年の減税額見込; 350 百万ドル(280 億円)
株式投資時点の控除	中間季配社数,000 社/377 投資額-2,000 円の所得控除 (上限;総所得の40%または 1,000万円)、ただし、創業3 年未満の中小企業に限る	EIS;投資額の 20%(上限; 50 万 £ (6,400 万円) VCT;投資額の 30%(上限; 20 万 £ (3,200 万円)	なし
譲渡益(キャピタル・ゲ イン税)の非課税	他のベンチャー株式購入を 条件に、課税を繰延(上記所 得控除との選択制)	・EIS, VCT とも、キャピタル・ゲイン税は免除 ・EIS 株式購入に充てた場合には、その売却時まで 課税繰延べ	・他のベンチャー株式購入を条件に、課税を繰延 ・5 年超保有時のキャピ タル・ゲイン税の 50%圧 縮
譲渡損失(キャピタル・ロス)の通算、繰越し	通常所得との通算はできない。他の証券譲渡益とのみ相 殺でき、3年間の繰越し可	EIS;その年の通常所得と 通算できる	10 万ドルを上限にその年の通常所得と通算でき、無期限に繰越し可

出所;2011年5月みずほリサーチ「ベンチャー税制の改革の方向性」などを参考に筆者作成